



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 045-893-4877 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 281 号

(創刊 1988.12.14)

2013.02.03.

法律の趣旨に反し 南線事業継続決定

昨年 12 月 26 日平成 24 年度(18 年目)の事業評価監視委員会(以下、委員会)は、法律の趣旨に反した不当な審議により南線の事業継続を決定した。これは私たち関係住民として決して容認できず、連協は本年 1 月 15 日付けで家田委員長に「南線に関する委員会の審議に対する意見と批判及び要望」を提出した。以下はその要旨である。

(I) 委員会の役割と存在理由

南線の事業継続決定に当たり付帯意見を付して冒頭に、「圏央道の一部を構成する南線は我が国の将来に極めて重要な道路であり、できる限り早期の完成供用が強く望まれる」とした。これは法律に基づき第三者機関として設置された委員会が行政の意見を代弁したもので、その存在理由と中立性を自ら放棄するものであり、これは「事業評価推進委員会」そのものである。さらに付帯意見で「事業開始以来 24 年を経過しており、出来る限り早期の完成供用が望まれる」というのも法律の趣旨に反する。再評価の法律ができたのはダラダラと続く公共事業に対する世論の厳しい批判を受けたためであり、24 年も経ってもできない道路は不要不急なものとして中止を考えるべきであるにもかかわらず、建設一辺倒の行政と全くの同類である。

(II) 圏央道と南線は本当に必要道路か

委員会は付帯意見で「圏央道の一部をなす南線は我が国の将来にとって極めて重要な道路」としているが、なぜそんなに重要かについては一切説明せず天下りの重要と決めつけている。データを基に科学的な検討による

と、圏央道は必ずしも必要で無いことが平成 16 年 4 月の東京地裁藤山判決で示された。その一部をなす南線も当然必要不可欠の道路ではなく、むしろ 24 年間できなくても何の不都合もないのは急いで作る必要のないことを示し、南線の予算は東日本震災復興に振り向けるべきである。

(III) なぜ地質学者の意見を聞かない

委員の中に地質学者を入れるように住民が強く求めたのに対して、地盤工学の専門家が意見陳述をした。その内容は「南線沿線は地盤強固で盛土も 40 年も経って固まっており、トンネル掘削に何の問題もなく地下水による地滑りもない」というもので、これは県や市の環境影響評価や地質学者による「南線沿線は軟弱地盤」とする見解を真っ向から否定する驚くべきものである。この意見に従って南線事業が進められた時、地盤沈下等による住民への被害は想像を絶するものになるに違いない。
(法都計部)

横環南の建設責任者は誰か！

昨年 10 月、横浜市道路局は、「11 月末に開催される事業評価監視委員会の審議決定後にせよ」、というグリーンテラス管理組合理事長要請を無視して、用地買収説明会を団地の近隣小学校で強行しました。

しかし、この説明会では、「横環南が出来る」と東名に早く行ける」とか、「環状 4 号線の混雑が緩和される」など、横環南のメリットの強調に終始し、買収予定用地の場所、面積等は測量しないと説明出来ないとの中途半端な説明会でした。

この説明会に国交省の姿は無く、工事を担当する一私企業 NEXCO の説明が主で、用地買収への住民からの質問には満足に答えられない状況でした。
(裏面に続く)

基本的に横環南は国道ですから、国交省が責任を持って対応に当らなければならないはずが、説明会の呼び掛けは横浜市が行い、内容の説明は工事業者が行う丸投げ対応で、とても責任ある体制で事業に当たっているとは思えないものでした。

11月に事業評価監視委員会が開催され、その内容は第280号の連協ニュースでもお解かりの様に、「はじめに事業継続あり」、という事業者べったり、民意無視の結論でした。この結果が出るや否や、横浜市は審議結果と付帯意見全文を載せたおしらせをグリーンテラス本郷台の区分住居者全戸に配布し、買収のための敷地内の測量に協力するよう呼び掛けてきました。

国交省におかれた事業監視委員会は、横環南に対する委員会であり、直接的に横浜市に関係するものではありません。

それにも関わらずこの様な文書を事業調整課長名で配布するのは、権限の逸脱・乱用の他の何ものでもありません。

そこで、横浜市道路局に対し、この点を糺す抗議文(下枠内)を過日提出致しました。現在、回答待ちとなっております。
(グリーンテラス本郷台)

2013年1月19日

横浜市道路局横浜市道路局事業調整課
課長 中村 信治 様

栄区公田町 グリーンテラス本郷台
管理組合理事長 柴田 哲夫
自治会道路問題委員代表 貝瀬 信幸

この度、貴職より「横浜環状南線事業評価監視委員会の審議結果について(お知らせ)」という文書が配送されてまいりました。内容は、この度の事業評価監視委員会の結果を知らせるものでした。

この事業評価の対象は、有料自動車専用道路の横浜環状南線であり、国交省が主管する事業であります。たしかに、この道路の一部の上に、上郷公田線を建設したいという横浜市の意向は存じていますが、上記事業評価委員会は、国交省の事業に対する監視であって、横浜市の事業は対象としておりません。

それにも関わらず、横浜市が、国交省の主管する事業に対する監査結果を、住民に知らせると言うのは、権限外の業務と言えます。言い換えるなら、地方税の権限外行使となると言えます。

そこで、この点の、費用並びに権限の区分について、明確なる説明を貰いたく、要請いたします。

さらに、貴文書にて、敷地内の測量実施の了解を求めています。先般行われた説明会では、予定地の明確な説明も無く、質問にも充分答えて頂けていません。

責任と、仕事の分担を明確にして、きちんとした説明を行うよう要請します。 以上

栄区アンケート問題住民訴訟

1月16日に横浜地裁にて結審し、2月27日午後1時15分判決言い渡し決定。裁判終了後直ちに判決文を入手して内容の検討を行う予定。
(法都計部)

対外活動報告

- 01/11 法務局栄出張所で道路用地登記簿調査(3名)
- 01/11 横浜市役所にて情報公開(2名)
- 01/15 公共事業改革市民会議
比留間会長出席(衆院議員会館)
- 01/16 栄区アンケート問題裁判第9回口頭弁論
(結審) 横浜地裁、傍聴者28名参加
- 01/16 事業評価監視委員会家田委員長に意見書(要望)を提出
- 01/16 太田国交大臣に対し「事業評価監視委員会の南線の審議について質問」書の提出
- 01/16 林横浜市長 に対し「事業評価監視委員会の南線の審議について質問」書の提出(市長秘書室に出向き提出)
- 01/16 国交省道路局長、同関東整備局長、NEXCO 東日本(株)社長に対し、家田委員長への意見書(要望)の写しを送付
- 01/16 井上さくら議員、岩崎ひろし議員市会事務所訪問し、事業評価監視委員会状況等を説明
- 01/24 関東地方整備局より口頭連絡
 - ①要請は受け止めたが、連協との会見は拒否
 - ②連協として回答を再要請
 - ③議事録の早期開示を要請
- 01/29 横浜市道路局より口頭連絡(回答期限の延長願ひ)(再質問への回答再延長願ひ)
- 01/31 国道事務所より TELにて別添要請書の確認請求あり
- 01/31 公共事業改革市民会議
比留間会長出席(衆院議員会館)